

11月 NEWS

①税制情報

【事業者免税点制度の改正】

従来、基準期間における課税売上高が 1000 万円以下の事業者については、その納税義務が免除されていました。しかし、改正により、たとえ基準期間における課税売上高が 1000 万円以下であっても、個人事業者についてはその前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、法人についてはその前事業年度開始の日以後 6 ヶ月の期間（特定期間）における課税売上高が 1000 万円を超える場合には、その納税義務が免除されないこととなりました。

1. 特定期間の意義

特定期間とは、事業者免税点の適用の有無を判定するために用いられる課税売上高等の集計期間ですが、具体的には次に掲げる期間をいいます。

(1) 個人事業者

個人事業者のその年の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの 6 月間が特定期間になります。

(2) 法人

- ① その事業年度の前事業年度（7 月以下であるものその他政令で定めるもの（以下「短期事業年度」という）を除く。）がある法人

当該前事業年度開始の日以後 6 月の期間

- ② その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人

その事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他の政令で定めるものを除く。）開始の日以後 6 月の期間（当該前々事業年度が 6 月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

（例）3 月・9 月決算法人の場合

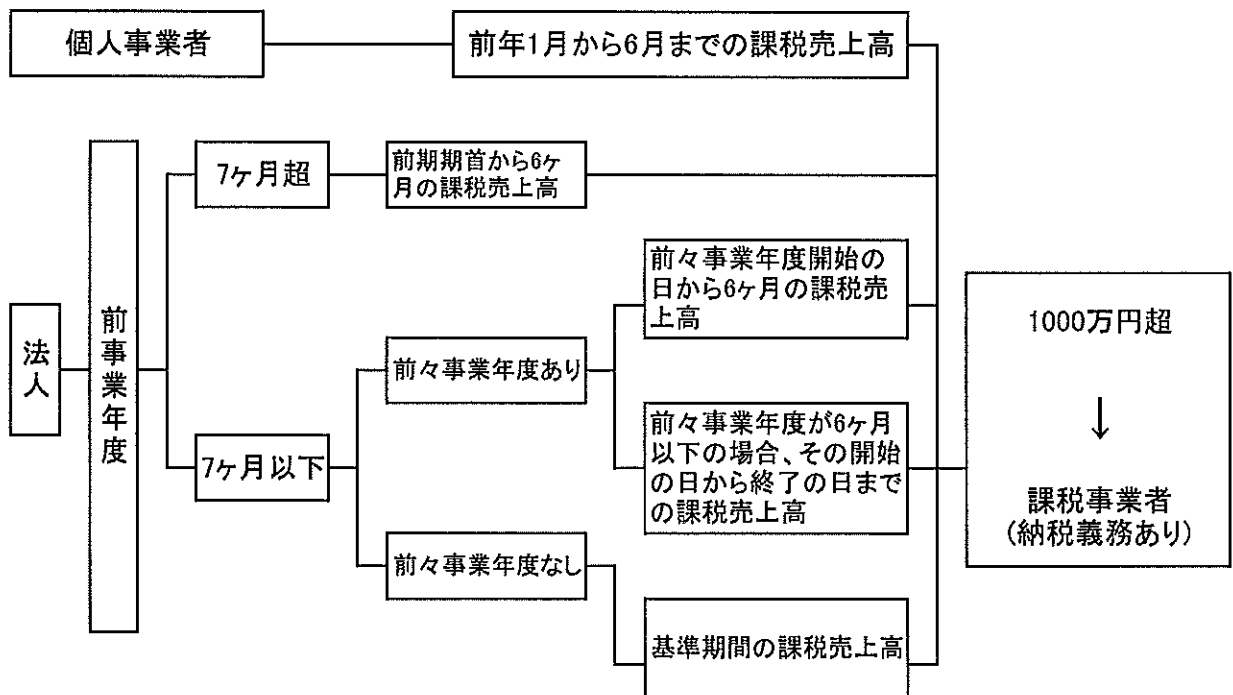
改正前：400 万+500 万=900 万 $\leq$ 1000 万 → 納税義務なし

改正後：400 万+500 万=900 万 $\leq$ 1000 万

1300 万(前々事業年度)>1000 万 → 納税義務あり

3/31	9/30	3/31	9/30	3/31	9/30
400万	500万	1300万	1500万	当期	

基準期間の課税売上高が 1000 万円以下の場合の判定



2. 給与等の支払額

「特定期間中に支払った（中略）給与等の金額」をもって「特定期間における課税売上高」とすることができる旨の規定があります。

つまり、「特定期間における課税売上高」が 1000 万円を超えていても、「特定期間中に支払った給与等の金額」が 1000 万円以下であれば最終的に免税事業者に該当するということです。

ここでいう「給与等」とは、所得税法 28 条 1 項（給与所得）に規定する給与等をいうため、賞与、役員報酬、アルバイト代のほか青色事業専従者給与なども含まれますが、退職金は給与等ではありませんので含める必要はありません。

3. 適用時期

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用されます。

②11月の主な税務

11月の申告や提出の主なものは以下の通りになりますのでご確認下さい。

[11月10日]

- ・ 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

[11月15日]

- ・ 所得税の予定納税額の減額申請

[11月30日]

- ・ 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
- ・ 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- ・ 9月決算法人の確定申告
- ・ 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヵ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
- ・ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
- ・ 3月決算法人の中間申告
- ・ 消費税の年税額が400万円超の3月・6月・12月決算法人・個人事業者の3ヵ月ごとの中間申告
- ・ 消費税の年税額が4800万円超の法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（8・9月決算法人を除き、7月決算法人については2ヶ月分）

[11月中の市町村の条例で定める日]

- ・ 個人事業税の納付（第2期分）

③スタッフの一言

11月になり、税理士法人アリオンのクールビスの期間が終え、通常通りネクタイを締めるようになりました。久しぶりのネクタイで気持ちが引き締まり、いっそう仕事に精がでそうです。

私たちの事務所は、年末には年末調整、年が明けると3月には個人の確定申告、5月には3月決算法人の確定申告・・・と、一年のうちでも忙しい時期になります。みなさんのお役に立てるように頑張っていきたいと思います。

(担当：神谷)